

20歳になったら 国民年金にご加入を

国民保医療年金課 (☎017-734-5352)
 浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1153)
 青森年金事務所 (☎017-734-7495)



日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の全ての人は、国民年金に加入しなければなりません。加入者は次の3種類に分けられます。

第1号被保険者

自営業者、農林漁業者、学生、無職のかたなどです。お住まいの国民年金担当窓口で加入手続が必要です。保険料は、加入者が直接納付します。

第2号被保険者

会社などに勤め、厚生年金保険に加入しているかたです。加入手続は勤務先が行います。

います。厚生年金保険料を納めることとなりますので、国民年金保険料の納付は不要です。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者(妻または夫)です。加入手続は第2号被保険者の勤務先が行います。加入している厚生年金保険が、保険料などの国民年金に必要な費用を負担します。

国民年金保険料の納付は 口座振替をご利用ください

納め忘れがあると、老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金なども受けられない場合があります。納め忘れを防ぐためにも、便利な口座振替をご利用ください。

お困りのときはご相談を

経済的な理由などで納めるのが困難なかたのため、保険料の一部または全額を免除する「免除制度」があります。50歳未満対象の「納付猶予制度」、学生対象の「学生納付特例制度」もありますので、お気軽にご相談ください。

東北電力から 節電・省エネ のお願い

東北電力 各種お問合せ (☎0570-550-220)

※受付時間：月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00



東北電力キャラクター
「マカブウ」

今冬は全国的に電力需給が厳しい見通しとなっております。

東北電力では供給力の確保に向け、最大限取り組んでおりますが、地域の皆さまにおかれましても、無理のない範囲での節電にご協力をいただきたくお願いいたします。

省エネ・節電手法等については、以下の二次元コードよりご確認ください。

省エネ・節電手法のご紹介



◀ 個人の
お客さま向け



◀ 法人の
お客さま向け

子どもの権利相談センター

いじめ、体罰、友達や家族のことなど子どもの権利侵害に関することであれば、どなたでも相談できます。

悩んでいることや心配なことを話してみませんか？秘密は守ります。相談しやすい方法でご相談ください。

窓口 駅前庁舎3階 子育て支援課内
 電話 ☎0120-370-642(フリーダイヤル)

FAX 017-763-5678

受付時間 原則、月～金曜日
 (祝日、年末年始を除く)
 10:00～18:00

手紙 〒030-0801 新町一丁目3-7
 子どもの権利相談センター宛

メール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp



市ホームページ▶

後期高齢者医療制度加入者のみなさんへ

◆「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」の送付について

後期高齢者医療制度に加入しているかたで、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和3年8月1日～令和4年7月31日）の合算額が限度額（左表）を超えた場合、超えた額が支給されます（500円以下の場合対象外）。世帯内に後期高齢者医療制度に加入しているかたが複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

▼支給申請について

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬、青

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得者Ⅲ ※1	212万円
現役並み所得者Ⅱ ※2	141万円
現役並み所得者Ⅰ ※3	67万円
一般 ※4	56万円
低所得者Ⅱ ※5	31万円
低所得者Ⅰ ※6	19万円

- ※1…課税所得690万円以上
 - ※2…課税所得380万円以上690万円未満
 - ※3…課税所得145万円以上380万円未満
 - ※4…住民税課税世帯
 - ※5…世帯全員が住民税非課税のかた
 - ※6…世帯全員が住民税非課税のかたのうち、世帯全員の各所得金額が0円のかた（公的年金の場合は収入が年額80万円以下）
- 自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いたかたは申請してください。

▼申請に必要なもの

- ① 支給申請書
 - ② 支給申請のお知らせ
 - ③ 後期高齢者医療被保険者証
 - ④ 介護保険被保険者証
 - ⑤ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの
 - ⑥ 申請者の本人確認書類
 - ⑦ 通帳等口座情報がわかるもの
- ※その他の書類が必要となる場合があります。

◆「お薬代負担軽減のご案内」について

医療機関で処方されるお薬をジェネリック医薬品に切り替えるとお薬代が安くなる可

「国保の医療費のお知らせ」の送付について

国民健康保険に加入されている世帯へ、医療費に対する認識と理解を深めていただくことを目的に、世帯全員の受診された医療機関等やかかった医療費を記載した「国保の医療費のお知らせ」を偶数月の月末に送付しています。令和4年11月、令和4年12月受診分を記載した令和5年2月発送分については、2月末頃までに送付します。なお、所得税等の医療費控除に「国保の医療費のお知らせ」を添付して使用できますが、申告の開始時期までにお届けできないため、添付する医療費通知に記載されていない分は、申告の際に使用する「医療費控除の明細書」に記載してご対応ください。

浪岡振興部健康福祉課
 (☎0172-62-1153)

浪岡振興部健康福祉課
 (☎0173-5343)

浪岡振興部健康福祉課
 (☎0172-62-1153)

満70歳以上の皆さんに「いき・粹乗車証」を交付

市営バス等を低料金で利用できる高齢者福祉乗車証「いき・粹乗車証」（有効期限なし）を交付します。申請は満70歳の誕生日の前日（前日が土・日、祝日のときはその前日）からできます。手続きにはご本人がお越しください。いき・粹乗車証のサービスをAOPASSでご利用いただくには、市営バス発売所等での手続きが必要です。詳細はお問合せください。

<手続きに持参するもの>

- ① 本人確認ができるもの（健康保険証など）
- ② 顔写真1枚（無帽、背景なし、縦3.0cm×横2.4cm、6か月以内）
- ③ 交付手数料1,000円（介護保険料段階1～3のかたは無料）

問 高齢者支援課 (☎017-734-5326)
 浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1134)
 AOPASSについては…
 市営バス東部営業所 (☎017-726-5443)



放課後児童支援員を募集しています

保護者が日中不在となる家庭の小学生を対象に開設している放課後児童会で、遊びや生活の支援を行う「放課後児童支援員」を募集しています。詳細はお問合せください。

問 子育て支援課
 (☎017-734-5348) へ